

広島県告示第四百三十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十八年六月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
広島県府中市土生町及び同市土生町瀬戸地内		区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
責船川（四） 一隣（i）	土石流	次の図のとおり	表区域示の	責船川（四） 一隣（i）	土石流
		責船川（四） 一隣（e）	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり
		責船川（四） 一隣（d）	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり
		責船川（四） 一隣（f）	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり
		責船川（四） 一隣（a）	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり
		責船川（四） 一隣（b）	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり
		責船川（四） 一隣（c）	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり
		責船川（四） 一隣（h）	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり
		責船川（四） 一隣（g）	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり
		責船川（四） 一隣（e）	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり
		責船川（四） 一隣（a）	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり
		責船川（四） 一隣（b）	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり
		責船川（四） 一隣（c）	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり

区域の表示及び法規
定する土砂災害警戒
区域等における土砂
災害防止対策の推
進に関する法律（平
成二十八年法律第
五十七号）で定め
る事項

瀬戸（八三 一六隣a）	土石流	次の図のとおり	瀬戸（八三 一六隣a）	土石流	次の図のとおり
瀬戸（八三 一六）	土石流	次の図のとおり	瀬戸（八三 一六）	土石流	次の図のとおり
賣船川（四 一隣i）	土石流	次の図のとおり	賣船川（四 一隣i）	土石流	次の図のとおり
賣船川（四 一隣k）	土石流	次の図のとおり	賣船川（四 一隣k）	土石流	次の図のとおり
賣船川（四 一隣j）	土石流	次の図のとおり	賣船川（四 一隣j）	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県東部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。